

日本語ディベートにおける証拠資料に関する一考察 証拠能力と証明力についての検証

張, 小英
九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/1928663>

出版情報：九州地区国立大学教育系・文系研究論文集. 5 (1), pp.No.5-, 2017-09-30. 九州地区国立大学間の連携に係る企画委員会リポジトリ部会

バージョン：

権利関係：Creative Commons Attribution-NonCommercial-NoDerivatives

日本語ディベートにおける証拠資料に関する一考察
証拠能力と証明力についての検証

An Examination of Evidence in Academic Debate:
Some Tests of the Admissibility and Probative Value

張小英¹

ZHANG XIAOYING

要旨

アカデミック・ディベートを行う際、主張の根拠として、証拠資料を引用し議論を行なわなければならない。したがって、証拠資料はすべての議論の基礎となり、ゲーム性を持っている競技ディベートの勝敗も大きく左右する。証拠資料を使用するにあたり、証拠能力(出典の明示、原典からの直接引用、不正引用に当たらないこと)と証明力(証拠資料自体の信憑性、証明しようとする主張との関連性)を判断する必要がある。今までの研究では、不適切な引用問題、および、証拠資料の内容に対する判断の不十分さ等に対する指摘はされていたが、具体的な検証は少ない。本研究は今後ディベートにおいてより良い議論かつより良いコミュニケーションを目指す教育のための基礎研究として、公開されているJDAディベート大会決勝戦の立論部分(肯定側第一立論と否定側第一立論)の文字化資料を対象に、日本語ディベートにおける「証拠能力」と「証明力」の検証を目的とする。

Abstract: In a certain type of academic debate (so-called “Policy Debate”), Debaters are supposed to cite evidence, often in a form of direct quotations, as a reason to support an argument. In such debate, evidence is the foundation of potentially all arguments and thus influences the result of the debate to a great extent. In the use of evidence, we are required to estimate the admissibility (e.g., identifying the source of citation clearly; quoting from the primary evidence; using evidence ethically) and probative value (e.g., reliability, expertise, objectivity, recency of evidence itself; relevance between evidence and claim) of evidence. While previous studies pointed out the problems of source identification, unethical practices in terms of the citation and deficiencies in evaluating the quality of evidence used in debate, few of them were conducted with specific analyses and tests, especially in Japanese academic debate. Therefore, to help participants construct better and stronger arguments, and to promote debate education with the aim of facilitating critical thinking and communication, this research uses concrete examples to test and analyze the admissibility and probative value of evidence from the transcripts of the first affirmative/negative constructive speeches in the final rounds of the Japan Debate Association’s national tournament, which is considered to exhibit the highest level of Japanese debate.

1. はじめに

教育ディベートは批判的思考力だけではなく、コミュニケーション能力を養成する手法としてもよく取り上げられている (望月、2003; Inch & Warnick, 2010; Freeley & Steinberg, 2014)。アカデミック・ディベート (教育ディベート) を行う際、主張の根拠として、証拠資料を引用し、議論を行なわなければならない。したがって、証拠資料はすべての議論の基礎となり、ゲーム性を持っている競技ディベートの勝敗も大きく左右する (中沢、1996)。

現実生活の議論や法律上においては、証拠資料として、文献資料、個人の経験、人、図表、ビデオといった多様な出典からの情報が用いられる。しかし、政策論題を中心として展開されているアカデミック・ディベートは、現実生活におけるほぼ一般常識で議論を構築できるようなディベート (日常会話における論争や「パラメンタリー・ディベート」と呼ばれる即興型の競技ディベート) と異なっており、一定の専門的な知識を必要とする。アカデミック・ディベートの重要な原則の一つとして、「試合で出される議論はすべて中立のものであり、ディベーターの個人的見解に還元されてはならないということです」(天白²、2007、1.1 証拠資料とは何か、§2 証拠資料の意味、para1)。そこで、各ディベーターは自分たちの提出した主張が科学的で、客観的な根拠によるものだと証明するためには、論題が存在する当該領域の関係者、組織あるいは専門家の発言した内容 (出版された文献資料) を引用しなければならない。ディベートの指導者や教科書が説明する、いわゆる証拠資料 (データ、エビデンス、証拠などと呼ばれることもある) のことである。

証拠資料の引用にあたり、出典 (source) の明示 (Ziegelmueller, Harris & Bloomingdale, 1995; Winebrenner, 1995)、孫引きでなく一次文献からの引用 (原典の直接引用) (Freeley & Steinberg, 2014; Inch & Warnick, 2010)、倫理³の重視 (遊、2004; Branham, 1991; Freeley & Steinberg, 2014; Inch & Warnick, 2010; Rieke & Smith, 1968) が広く要求されている項目である。これは天白 (2010) が述べた証拠資料の「証拠能力」⁴ (p. 58) を評価する基準である。そして、「証拠能力」が肯定された上で初めて、証拠資料の信憑性や説得性、主張との関連性という「証明力」(p. 58) を判断することになる。証明力を評価するには、量と質の判断、最新性、一貫性、主張の支持などをチェックする必要がある (西部、2003)。それに加え、エビデンスの情報源は信頼できるか、情報の提供者は専門性や権威性を持っているか、その権威者の意見の根拠は何か、それから、エビデンスの情報の立場に偏りがいないか、なども判断のポイントとなっている (中沢、1996; エリクソン・マーフィー・ゼウシュナー、2000; 安藤・田所、2002; 松本・鈴木・青沼、2009; Inch & Warnick, 2010; Ziegelmueller, Harris, & Bloomingdale, 1995)。

ディベートだけではなく、日常生活においても、論理的かつ説得的な議論を構築するには、信憑性のある証拠資料を選択し、正確に使用しなければならない。これを踏まえ、本研究は日本語ディベートにおける証拠資料の使用実態や問題点を明らかにするため、証拠資料が正しい方法で引用されているか、質の高い証拠資料が使用されているかを検証することを目的としている。

2. 先行研究の概観

足立 (1984) は証拠資料を「議論の出発点」と呼び、「有益な出発点であるためには、それは、議論によって説得しようとする当の相手が納得しうる内容のものでなければならない。」(p. 96) という。建設的な議論を組み立てる上で大きな役割を果たしているにもかかわらず、

実際には証拠資料の「証拠能力」と「証明力」に関する様々な問題点が発生している。

2.1 証拠資料の証拠能力に関する問題点

Cronn-Mills & Schnoor (2000), Mendes (2014) は、それぞれ AFA (American Forensic Association) と NFA (National Forensic Association) の決勝戦の文字化資料における証拠資料の引用⁵を、提示された出典に基づき、原典にあたり分析を行った。その結果から、原典が見つからない引用や捏造などの不正引用がたくさん存在するということが分かった。そして、同じような結果が Newsman & Sander (1965) と Frank (1983) の研究からも示されている。また、井上 (1996) は、NAFA(全日本英語討論協会) 大会における引用資料の検証記録を取り上げ、日本語原典を英語に翻訳する場合に生じるエビデンスの「不正確」、「歪曲」問題と、エビデンスの「捏造」、「出典の記録」に関する問題が多いと指摘している。つまり、学生たちはディベートやスピーチの大会において求められている有効かつ正確な引用をしていないということである。

2.2 証拠資料の証明力に関する問題点

Trapp (1993) は、ディベーターたちがいつもデータの内容やデータの情報源の信憑性を考えずに、速いスピードで資料を読み続けていると述べている。さらに別の批判では、「合衆国の最高裁判所詰めのニューヨークタイムズ紙の記者が、全国ディベート大会でなされたディベートの評価を依頼された。そのとき、彼の批評は、ディベーターは証拠資料の提示合戦に終始しがちで、証拠の中身に関して討議しようとしなかったというものであった。」(エリクソン・マーフィー・ゼウシュナー、2000、p. 79)。そのほか、質の違う証拠資料の証明力を同じに扱ったり、たとえ理由(証拠資料)がおかしくても、証拠資料のある主張のほうが、資料は提示していないが直感的には妥当な主張よりずっと優れている、とみなされているといった問題点も指摘されている(Winebrenner, 1995, p. 27)。

以上のように、いままでの研究では、証拠資料に関する不適切な引用あるいは非倫理的な使用は指摘されたことがあるが、筆者が調べた限りでは、日本語ディベートにおける証拠資料の引用に関して、特に論文として公開された具体的な検証と分析は少ない⁶。また、証拠資料の質的評価(証明力)の判断項目は教科書などでいろいろ記述されているが、実際日本語ディベートの試合に使用された資料に対する検証は海外、日本ともないようである。したがって、本研究は今後ディベートにおいてより良い議論かつより良いコミュニケーションを目指す教育のための基礎研究として、日本語ディベートにおける証拠資料の証拠能力と証明力を検証することを目的とする。また、学術論文においても、証拠資料や先行研究を引用する際に、引用方法や資料内容の質に対する判断が要求されるため、本研究は将来、より適切なデータを使用した、科学的な学術論文の執筆にも有益なモデルとなるはずである。

3. 証拠能力の検証

先行研究の引用で述べたように、証拠能力の検証は、出典の明示、原典の直接引用、不当引用に当たらないことが求められる。本研究では日本語によるディベート大会の最高峰だと目されている JDA ディベート大会⁷決勝戦合計 17 回の肯定側第一立論と否定側第一立論⁸の文字化資料を検証した。それぞれ 2000 年、2002 年、2003 年、2005 年、2007 年~2009 年、2011 年

~2013年の春期大会の文字化資料、2001年、2003年、2004年、2007年、2011年、2013年の秋期大会と2014年の九州大会の資料である。

方法として、まず「議論」や「主張」を特定し、それに対応する証拠資料が提示されているかどうかを見た⁹。その後、ディベーターが引用した証拠資料の全文もしくは一部分(出典の情報を加えた場合もある)をGoogle、Google Scholar、CiNii Articles、CiNiiBooks、九大図書館世界の文献、九大コレクションという検索エンジンに入力し、原典の資料を入手した。最後に該当した原文と引用された証拠資料とを照らしあわせ、直接引用であるかと、文脈の意味や内容が改変されたか、つまり不正引用ではないかを、教科書と先行研究で記述された不正引用の判断基準に基づき検証を行った。なお、上記の検索エンジンで原典を探しても見当たらない場合があるが、それは文字起こしの誤記なのか、筆者自身の検索不足なのか、もしくは、元々存在しない原典(文献の捏造の可能性もある)なのかを、判断しにくいいため、「出典不明」と表記した。以下、出典の明示、権威性の明示、直接引用・孫引き、不正引用に分けて具体例を示しながら検証を行う。

3.1 出典の明示

ここで取り扱う出典の明示は証拠資料を収集する段階ではなく、出典を試合中に発表するときに、明示されるべき要件のことである。天白氏はこの点について以下のように説明している。

出典の明示は、証拠資料の証明力を判断するために出典が明らかとされる必要があることや、出典が明らかでない証拠資料はそもそも実際に存在するかどうかとも疑わしく、内容についても信用できないということから要求されるものです。(天白、2010、pp. 63-64)。

限られた時間内で、出典の全ての項目を読んでも、それに対する検索や確認、メモ取り、聞き取りが難しくなる一方、議論をする時間も少なくなる。また、試合中に相手側に資料を請求できるので、必要最低限の情報だけを提示するのは、アカデミック・ディベートの大会における暗黙の前提だと思われる。ディベート甲子園2012年のルールに証拠資料を引用するときに、著者の肩書・著者の名前・発行年という3つの要件を満たさなければならないと明記されているが¹⁰、JDAディベート大会のルールでは詳しい要件が言及されていない。文字化資料で提出された出典を確認すると、以下のように、いくつかの形式がある。

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 経済学者 森永 2013 | 「第16回秋季決勝戦」 |
| ② 椙山女学園大学 塚田さん 2001 | 「第11回春季決勝戦」 |
| ③ 島田晴雄 93年 | 「第11回春季決勝戦」 |
| ④ 東洋経済新報社 93年 | 「第11回春季決勝戦」 |
| ⑤ 一橋大学教授 依光 2002 | 「第17回春季決勝戦」 |
| ⑥ 神戸大教授 山崎 2003 | 「第12回九州決勝戦」 |
| ⑦ 「THE21」PHP出版 2009年3月 | 「第15回春期決勝戦」 |

①②⑤⑥では著者の氏名ではなく、著者の姓しか示されていない。②と③では著者の肩書きが提示されていない。③と④は同一の本から引用された内容であるが、初めて引用された

時と2回目の引用では、発表された出典の情報が異なっている。⑤では、本の発行年は2002年だと示されているが、引用された証拠資料は実は1986年に発言された内容である。以上を考察すると、何を発表すべきか項目が一致していないようである。

果たして著者名、著者の肩書、発行年という3つの項目だけが必要最低限の要件なのだろうか。⑥の出典では、「神戸大教授 山崎 2003」という3つの要素しか提示されていないが、原典を確認すると、引用された内容が実はオーストラリアの事情である¹¹。このような場合だと、引用する資料の題名を読まないと、オーストラリアの事情が日本に当てはめられるのかということ議論せずに、ディベートが進められてしまうようなことにもなりかねない。したがって、論題や主張との関連性を考慮すれば、証拠資料のタイトルを読むべきだと考えられる。

また、「日本政府は出入国管理関係法令を改正し、原則すべての職種で海外からの移住労働者の雇用を認めるべきである」という論題で、外国人労働者の人権問題が議論された。引用資料の出典は②で示したように、「椋山女学園大学、塚田さん、2001」しか提示されていない。この資料は実は鐘ヶ江晴彦が編著者となっている『外国人労働者の人権と地域社会』という本の中から、第2部「支援組織と外国人労働者」で塚田守さんが執筆した「支援組織と中部地区の外国人労働者」という部分の内容を引用したものである。文字化資料の該当部分は以下の通りである。

論点2. 解決性

A) 人権侵害の解決

プランによって合法化されるため、人権侵害がなくなります。なぜならば、現在国や自治体にはオーバーステイであっても外国人の人権を保護しようというモチベーションがあるからです。椋山(すぎやま)女学園大学、塚田さんの2001年の資料より、引用開始。

「上にみてきたように、直接オーバーステイの支援活動をしている人々、具体的なケースを取り扱っている自治体、行政での変化は外国人労働者の人権に対する配慮が芽生えてきているといえるであろう。」引用終了。

(2005年3月6日第11回春期ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

この例では、著者の肩書きに「椋山女学園大学」と提示するだけでは、必ずしも著者が発言した内容の信憑性や専門性・権威性を表しているとは言えないであろう。こういう場合に、資料の題名あるいは本の題目まで読み上げると、出版された資料の内容に対するある程度の把握ができるため、その証拠資料自体の証明力を向上させるのにも役立つと考えられる。

以上、文字化資料から見れば、JDAディベート大会においては、出典の提示に必要な要素が決まっていないようであるが、著者名、発行年、著者の肩書以外に、主張と証拠資料の関連性、資料内容の信憑性を説明するためには、証拠資料のタイトルの提示も考慮すべきだと思われる。

3.2 権威性の明示

文字化資料からみれば、発言者の所属は明示されることが多いのに対して、発言者の専門あるいは、情報源の「オーソリティー」はほぼ言及されていない。議論においては、証拠資

料を引用する際、出典の権威性を明示すべきだと指摘している指導者には Inch & Warnick (2010)、Branham (1991) 等がいる。しかし、ディベートにおいても、著者の権威性を提示すべきか、提示するならば、どのように提示するかなどは、指導者の間でも意見が分かれているようである (Winebrenner, 1995)¹²。

論題内容に関連する分野で、まず、広く世間に知れ渡るような著者だった場合 (専門家に限らず、本、雑誌、出版社、サイト等)、ディベート大会のスピーチにおいて、特別にそれらの性質を強調する必要はないと思われるが、⑦の出典では、「THE21」PHP 出版 2009 年 3 月」としか提示されていないため、質疑応答と反駁で、肯定側は「THE21」のオーソリティーに不信や反駁を示したが、否定側はそれに対する返答も再反駁もしていなかった。質疑応答は立論で聞き取れなかったことや、不十分な出典につき、その問題点を明らかにする機能を持っているので、たとえ、立論で権威性を読まずとも、質疑応答で聞けばよいと思われるかも知れない。しかし、ディベートの準備にはいつもグループ内で各メンバーが資料収集を協力し合って進めているため、各部分を担当する人は必ずしもその部分の資料を全部準備したわけではない。こういう場合に、自分側のメンバーが質疑応答や反駁で答えられるよう、資料の出典に権威性を持たせるべきだと考えられる。そして、著者の専門性・権威性を利用することを通し、自分の主張を支持しようとする場合、著者のオーソリティーを特に明示する必要がある。また、きちんと情報源の性質を提示することは、相手側が批判する機会を奪うだけでなく、十分な情報を提供することによってジャッジや聴衆の決定者としての立場に対する尊重の基にもなると思われる。

ディベートの準備をする際に、立論や反駁のため、それぞれのディベーターが論題を肯定する資料と否定する資料の両方をさまざまな方面から、最善の努力を尽くし、探さなければならぬ。筆者が日本の大学のディベートクラブの活動を見学する際、よくディベーターから、「今回の試合では、相手側がきつとこの資料を引用するでしょう」というような話を耳にする。つまり、論題に関連する論点において、どの証拠資料が不可欠で、肝心の役割を果たすか、十分な資料収集を行ったディベーターたちもある程度把握できているのである。それ故、それらの資料を引用するときに、必ずしも出典の権威性を提示する必要がない。しかし、インターネットの普及により、様々なデータベースが便利に利用できる一方、情報の量が膨大すぎて、論題に関する情報に対する全体的な把握を見失ってしまうような実態もあり得る。そして、各ディベーターが資料の収集に費やす時間や工夫も異なっており、相手側から出される論点やそれを支持する証拠資料に対する予測も容易にできないだろう。

試合の目的はあくまで、審判を説得することである。すべての審判が論題に対して、事前に資料を探すとは限らない。たとえ、探したとしても、ルール上、試合で出されていない情報をジャッジが自分の持っている知識で判定をしてはいけないことになっている。権威性明示の必要性に関して、ディベート甲子園にも JDA ディベート大会のルールにも特に規定されていないため、どんな場合に提示すべきかの判断は各ディベーターに委ねられているが、上述したように、試合をするときに、一般的に知られている著者や機関の場合、もしくはどんな資料が出されるか予め予測できるような場合、特にそれらの権威性を示す必要はないと思えるが、それ以外の場合に、相手側のチームやジャッジの決定者としての立場を考慮するならば、明確に提示すべきである。

3.3 直接引用・孫引き

孫引きとは、「他の本に書かれていることや引用されている部分を、原典や原文を調べないで、そのまま引用すること」(スーパー大辞林 3.0、2010、三省堂)である。ディベートだけではなく、プレゼンテーションや論文等においても、証拠資料は基本原典の文面をそのまま直接引用しなければならない。しかし、例外として孫引きであることが明示的に示され、かつ、正確な引用だと信用できる場合に、孫引きが認められる可能性がある(天白、2010、p. 67)。Inch & Warnick (2010) が述べたように、二次文献を引用する際、“always report that the information was cited in a secondary source and give credit to the secondary source.”(p. 140) ということである。日本語ディベートのスピーチから、孫引きの例を以下に示す。

2 なぜなら、ギャンブルをすることは人間の本能的欲求であり、押さえつけるのが不可能だからです。むしろ、法でコントロールすることによって、健全な社会を作るべきです。同資料「Web 現代」より引用開始します。

「世界各国の 64% 以上がカジノを合法化しているように、ギャンブルは悪と決めつけるのではなくコントロールするのが趨勢(すうせい)。『飲む・打つ・買う』は人間の押さえがたい本能的な欲求であり、法的にコントロールできるかどうか、民族の賢愚を問う指標だ。[中略] イギリス議会は [中略] 「社会的に問題化しない限り大衆の楽しみを妨害してはならず、規制が必要ならばそれに代わるものを用意すべき。禁令で取り締まれば逆にそれをかいくぐろうとする不正を生む」としてカジノを含むゲーミングの法制化を選択し、結果として 1200 以上もあった違法カジノが姿を消した。」引用終了。

(2008 年 3 月 8 日第 14 回春期ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

原文と照らし合わせると、この例で引用された証拠資料は実は日本カジノ学会理事長でもある評論家の室伏哲郎氏の発言ということが分かった¹³。確かに、試合でこの引用が用いられると、相手チームは著者の情報を求めることができるし、エビデンスの文面を見せてもらうこともできる。そうすると、孫引きであることが判明すると考えられるが、まず時間的には必ずしもすべての資料を確認できるとは限らない。そして、この資料では、出典にも証拠資料の内容にも著者名が提示されていないため、著者の情報を求めることにより孫引きは判明できたと思える。しかし、一方で、二次文献の著者だけが明示された場合(3.4.1 の例を参照)、それが孫引きで引用された内容の著者であると理解されてしまうので、原典の著者が別に存在するという疑問は生じず、おそらく相手側や聴衆は孫引きであることには気づかないであろう。

Freeley & Steinberg (2014) によると、二次文献を引用する場合に、間違いが発生する確率が高く、かつ、資料の証拠能力は原典の著者だけでなく、二次文献の正確性、著者の能力と信頼性にも依存するため、一次文献より証拠能力が低いという。ディベートだけではなく、学術論文や出版された本などにおける証拠資料の引用もすべて原文意通りに行わなければならない。しかし、普通の学術論文などの文献参照においては、直接引用ではない要約が認められている。その際、執筆者が各自の研究の都合に合わせて、情報を削除したり、添加したりしている可能性があるため、彼らがまとめている内容は必ずしも原典と同一であるとは限らない。したがって、証拠資料として、論文、本、ホームページなどから引用したい場合、原典

を確認するのか望ましいと考えられる。

3.4 不正引用¹⁴

前述通り、ディベートはコミュニケーション能力養成において大きな意義を持っている。コミュニケーションを取るには、倫理 (ethics) の問題は避けて通ることはできない。Snider (1984) によると、“Ethics is an extremely important issue in communication in general, and especially important in a competitive activity like academic debate.”(p. 119) という。倫理への関心は非常に大切だと思われているが、それを実行に移す際、意図的あるいは無意識に、無視されやすいようである。小保方晴子氏を主著者とする「スタッフ細胞」に関する論文の件は言うまでもなく、ほかにも、学生が論文・レポートを書く際に「コピペ」の多用、教授たちが執筆した論文の中にも、盗用、捏造といった不正問題の発生がよく指摘されている (梁瀬、2015)。日本語ディベートという勝敗を競うゲーム性のある活動においても、不正引用が存在するのだろうか。以下では、不正引用の例を「文脈に相応しくない引用」、「不適切な省略」、「捏造」という3つの部分にわけて分析と考察を行う。

3.4.1 文脈に相応しくない引用

文脈を無視した引用について、Branham (1991) は、“Evidence must not be quoted out of context.” (p. 93) と指摘している。それは Ziegelmueller, Harris & Bloomingdale (1995) が述べたように、“The test of context requires that evidence should always be cut so that it fairly represents the author’s point of view on the specific issue discussed.” (p. 66) という。ディベーターたちが試合の準備をするときに、時間などの理由で全ての資料を、文脈全体の内容を考慮し、始めから終わりまで一字一句全部読むことを前提に準備しているわけではない。むしろ自分達の立場に有利な情報を見つければ、後の内容は読まないほうが多いかもしれない。また、場合により、たとえ資料前後の内容を全部読んだとしても、自分達の立場を支持できる内容しか引用しないこともあり得る。例えば、次のような例がある。

B. 復帰後困る。一度育児休暇に入ってしまうと、復帰した後に差を作ることになります。2004年3月25日佐藤弘樹、立石由美子著、えー、「男性の育児休業」からです。引用開始。「休業期間中の分の差が継続していく (6ヶ月以上)、31.6%」引用終了。こうなることを意識して、子供を生まない人が増加します。

(2004年12月19日第2回九州ディベート大会決勝戦否定側第一立論、太字による強調は筆者)

まず、この例の原典を確認すると、証拠資料で述べられたデータは佐藤弘樹たちが行ったアンケート調査で得られたわけではなく、ニッセイ基礎研究所が2002年に実施した「育児休業を取得した場合の定期昇給に対する影響」というアンケート調査から引用したデータのため、孫引きだと判断できる。そして、ディベーターは男性が育児休業の後、復帰しても仕事への影響があり、困ると主張するために、「休業期間中の分の差が継続していく (6ヶ月以上)、31.6%」¹⁵という著者の発言を引用した。しかし、原典を参照すると、仕事への影響について、著者は以下のように述べている。

まず、定期昇給への影響をみると、定期昇給がある七九・九%の企業のうち、「休業期間分の差が継続していく」、すなわち休業取得の影響が長期に継続する企業は、一、二カ月の休業の場合には一二・九%、休業期間が六ヵ月を超える場合には三一・六%である。

一方、「定期昇給には影響がない」、「復帰直後は遅れるが、いずれ同じ水準になり得る」、すなわち長期的には影響がない企業が多数を占め、一、二カ月の短期の休業であれば八割程度、六ヵ月を超える場合であっても六割以上が、長期的には影響なしとしている。(『男性の育児休業』、佐藤博樹/武石恵美子著、pp. 50-51、太字による強調は筆者)

つまり、著者が本当に主張したいのは、男性が復帰した後に、仕事への差がつくため困るということではなく、長期的に見れば、仕事への影響がないということである。ここでは、ディベーターが著者の権威を利用し、しかも著者が主に主張していない前半の内容しか引用していないため、文脈に相応しくない引用だと考えられる。

3.4.2 不適切な省略

アカデミック・ディベートでも、時間や議論の効率への考慮に、中略を明確に示すうえで、原文の意味を変えない範囲で行うことが認められている。従って、中略が明示されていなかったり、あるいは、中略により、引用された内容が原文の意味と実質的に一致していない場合には、不適切な省略だと判断できる。以下に、不適切な省略の例を3つ取り上げる。

(1) 反論機会を奪う省略

試合のために、各側のディベーターが入手した資料を何回も読み、意味やそれに対する反駁を予め考えると思われるが、相手側や聴衆にとっては、資料の内容を初めて耳にする場合がある。省略された内容が資料の意味理解に大きな影響を与えないと引用側は思っている、相手側や聴衆にとっては、省略部分が意味理解の助けとなったり反駁のヒントとなったりする場合があると十分予測できる。従って、原典で述べられた内容が自分の主張により有利になるように、前提条件等を含めて、限定詞 (qualifier) などを省略してしまったような行為が不適切だと判断できる (Branham, 1991)。Inch & Warnick (2010) も同じく “If the citer of the source omits qualifying words or phrases or otherwise alters the meaning of the original, the practice is unethical” (p. 140) と注意喚起している。天白 (2010) によると、「証拠資料の内容には、それを成立ならしめる前提条件や内容についての留保が含まれる場合があり」、また、それは「証拠資料の証明力を限界付ける効果があるため、反論のために重要な部分といえますから、そのような引用者に不利な内容をことさらに中略するような行為は、不適切な省略に該当する」ことになる (p. 72)。以下に、省略された内容が相手側の反駁する機会を失わせていると思われる例を挙げる。

B) 重要性。

1 労働力不足によって企業が倒産、海外移転することで、国内産業が空洞化します。那覇市議会議員、上里、2003。「外国人労働者を受け入れずに労働力不足を解消できない状態が続けば、事業を継続できないという差し迫った状態に陥る懸念もある。[中略] 単

純労働を目的とした外国人の受け入れを拒み続けるのであれば、中小企業が労働力不足を理由に事業を閉鎖したり、海外へ生産拠点を移転させる動きがさらに加速することだろう。」終わり。

(2011年3月6日第17回春季ディベート大会肯定側第一立論)

原文:

また、企業側にとってみても、もしここで日本人労働者の雇用という点に固執し、外国人労働者を受け入れずに労働力不足を解消できない状態が続けば、事業を継続できないという差し迫った状態に陥る懸念もある。もし、「日本人の仕事を奪う」という理由で、日本が、単純労働を目的とした外国人の受け入れを拒み続けるのであれば、中小企業が労働力不足を理由に事業を閉鎖したり、海外へ生産拠点を移転させる動きがさらに加速することだろう。

(「外国人労働者とともに生きる中小企業 後編」、塾生レポート、松下政経塾、太字による強調は筆者)

原典の太字の内容を確認すれば分かるように、ディベーターに中略された内容が実際二箇所ある。しかし、ディベーターは一箇所しか中略を明示していない。具体的にみると、当該試合において、省略された日本人労働者の雇用に固執することも、日本人の仕事を奪う理由も、この資料の前後に一切に触れられていないため、まずそれらが現実に存在するのか、相手側に反駁される可能性が否定出来ない。そして、二番目の省略で、日本人の仕事を奪うという理由であれば、すべての外国人労働者を拒否の対象とするのに対して、日本語能力の不足や文化の違いを理由にあげると、拒否する対象がごく一部分しか(日本語堪能や永住権を持った人も多くいるため)おらず、必ずしも労働力不足が起きるとは限らないため、中小企業が倒産したり、海外へ事業を移転する動きは加速するという点についても改めて議論される余地があるであろう。

引用された証拠資料の内容はあくまで原典の二つの前提のもとで成り立っている。前提は証拠資料全体の証明力に一定の制限を与えるため、前提を省略すると、資料が証明できる内容の範囲は拡大され、明らかに原文面の意味と一致しなくなる。以上の分析から見れば、二つの前提の内容とも大切な役割を持っており、ここでの省略は不適切であると思われる。

(2) 主張者を取り違えかねない省略

ここで扱う不適切な省略は、原典の主張者を省略し、証拠資料が別の権威性のある著者の発言であるかのように提示されたという場合である。「証拠資料の中で述べられている主張が同じようなものであったとしても、それが「実際に体験した人の感想」と、「様々な人を対象に取ったアンケートの結果」と、「その分野を専門とする研究者のコメント」では、聞き手がそれを裏付けとしてどの程度確かなものであると感じるかは異なってきます」(全国教室ディベート連盟、2014、p. 2)¹⁶。具体例を以下に示している。

最後に D です。価値判断基準です。国として当然、無国籍を守るべきです。99年1月22日の毎日新聞にこうあります。引用開始。

「親が超過滞在でも、子供に責任はない。日本で暮らしている以上、平等なサービスを受ける権利がある (中略) 国連子どもの権利条約は、すべての子供に国籍取得を保障し、日本も批准している。無国籍児を放置しているのは近代民主主義国家として異常だ。」引用終了。

(2002年3月2日第8回春季ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

出典をみると、おそらく引用された資料は、毎日新聞という大手の新聞社の記者により発言された内容かと思われるかもしれない。しかし実際には、原典で述べられた内容は以下の文脈にある。

同会は「親が超過滞在でも、子供に責任はない。日本で暮らしている以上、平等なサービスを受ける権利がある」という立場を取る。一定期間、国内で暮らしている子供に日本国籍が取得できるよう国籍法の一部改正を求める活動を展開するという。今年夏を目標に、国への改正要求をまとめる予定。

椎名さんは「国連子どもの権利条約は、すべての子供に国籍取得を保障し、日本も批准している。無国籍児を放置しているのは近代民主主義国家として異常だ。子供たちの人権を守るため、解決の糸口を探りたい。」と話している。

無国籍児の権利保障を――市民団体などがプロジェクトチームを設立/栃木
毎日新聞 1991.01.22 地方版/栃木 (太字による強調は筆者)

この例から分かるように、引用された資料の前半の部分はある組織の立場であり、後半の部分は椎名さんという同会の一人のメンバーの発言である。ここでは、ディベーターがもとの主張者を省略してしまったため、証拠資料が毎日新聞の記者の発言であるかのように提示され、不適切な引用だと考えられる。

(3) 指示語の示す内容を取り違えかねない省略

「これ」「その」といった指示語が指しているのは基本これらの直前に提示された内容だと考えられる。しかし、「指示語が何を指し示しているのかによって、文章が述べている内容の理解が大きく異なる事があります」(全国教室ディベート連盟、2014、p. 3)。したがって、ディベーターが意図的あるいは無意識的にそのような指示語の直前の内容を省略し、指示語を別の異なった内容と繋げさせる場合はここで述べた不適切な省略である。

2: 解雇は単なる労働者の生活だけでなく、人格利益にも及ぶものであるため、規制されるべきです。

獨協大学教授、土田。「解雇規制の規範的正当化根拠として、雇用保障の人格的価値を強調する見解もある。[中略] 解雇に抛る雇用喪失の不利益は、労働者という生身の人間に付着する不利益であり、単なる経済的不利益にとどまらず、人格的利益の喪失(仕事への愛着・生きがいの喪失、キャリア形成上の不利益)にも及ぶ。[中略] この点からも、解雇規制は、市場の環境変化によって直ちに緩和されるべきものではない。」終わり。

(2013年11月16日第16回秋季ディベート大会決勝戦否定側第一立論)

原文：

解雇制限 (雇用保障原理) の規範的正当化根拠として、雇用保障の人格権的価値を強調する見解もある。村中教授は、解雇が労働者にもたらす人格的不利益 (人格に対するマイナス評価、自己実現の侵害、人格的従属性の強化) を重視し、ここから解雇制限法理の正当性を説いている。ここでは、特に〈自己実現の侵害〉に注目したい。解雇による雇用喪失の不利益は、労働者という生身の人間に付着する不利益であり、単なる経済的不利益にとどまらず、人格的利益の喪失 (仕事への愛着・生きがいの喪失、キャリア形成上の不利益) にも及ぶ。労働は、単なる生活維持の手段ではなく、それ自体が人格的な価値 (自己実現の場) であり、雇用保持の利益は、憲法 13 条の〈個人の尊重〉および幸福追求権に基づく人格権として保障されるべきである。

また今日、労使間の個別交渉の機会が増えているが、労働者が自由意思によって、使用者と対等の立場で労働条件交渉を行うためには、解雇の脅威から解放されて交渉する地位を保障される必要がある (労働条件対等決定の原則＝労基法 2 条 1 項)。この意味で、解雇権濫用法理は〈自己決定の理念〉の規範的要請でもある。この点からも、解雇制限は、市場の環境変化によって直ちに緩和されるべきものではない¹⁷。(太字による強調は筆者)

原文と合わせて見ると分かるように、ひとつ目の中略で、原主張者である村中教授が省略されたため、内容は土田氏が発言したように引用されてしまった。このほか、「この点からも」が指しているのは労働者と使用者が平等な立場で交渉するようになることで、解雇の脅威から解放され、交渉の地位を保障する必要があるということであるが、二つ目の中略により、「この点からも」は「解雇による人格的利益の喪失」といった内容に理解されてしまうかもしれない。したがって、省略をすることで証拠資料の前半と後半を結びつけ、証拠資料の証明力を向上することになりかねない一方、前半と後半の意味のつながりがおかしくなっており、ジャッジや相手側の理解を混乱させる可能性もあるため、不適切な省略だと考えられる。

「文章を書くときには、一文が一つのまとまった意味をもつようにすることが一般的です。ですから、引用も文のはじめから終わりまでをひとまとまりとして考え、原則として引用開始は文のはじまり、引用終了は文の終わり、中略は文のはじめから終わりまでを省略するようにするといいでしょう。」(全国教室ディベート連盟、2009、p. 8)。証拠資料を文の途中で中略し引用することは、文全体の意味に大きな影響を与えないため、不正引用とまで言えない場合もあれば、上記しているように主張者や文の前提を省略してしまった例のように、いずれ文全体の証拠能力か証明力を損なうことになり、不正引用だと判定できるだろう。従って、JDA ディベート大会のルールには詳しく規定されていなくても、引用は文単位で行うことが必要だと思われる。

3.4.3 捏造

言うまでもなく、捏造とは、本来存在しない内容を事実であるように作り上げ、それを引用する行為のことである。ディベートだけではなく、論文やプレゼンテーションにおいても、出典の捏造はもちろん、原文にない内容を個人的に一部文だけ添加することも禁止されるべ

きである。以下に内容の捏造の例を挙げる。

末期患者は痛みをとることができても、耐え難い苦痛を感じています。

京都大名誉教授 星野 96 はじめ

「たとえ鎮痛ができた場合でも、痛みとは異なる身体的な苦しさを患者が訴えることが多い。たとえば、全身倦怠感があるとか下肢がだるくて置きどころがなく痛くはないけど耐えられない苦痛がある、おなかが張って苦しい、吐き気が続きよく嘔吐して苦しいだけでなく力が抜けて生きているのすらつらい、度々下痢をしてつらい、しゃっくりが止まらないで苦しい、痰が絡む、咳き込む、息苦しい、呼吸困難を起こす、褥創で痛くて身の置き所がない、など限りない身体的苦痛がある。」おわり¹⁸

(2014年12月21日第12回九州ディベート大会肯定側第一立論、太字による強調は筆者)

原文:

①患者の疼痛・苦痛・苦悩について

〔疼痛〕肉体的な痛み苦しむ患者の多くは鎮痛療法により痛みがほとんど除去あるいは軽減できる。しかし、末期がんの激痛を訴える患者の少なくとも一〇%の患者では「WHO方式癌疼痛治療法」を駆使しても除去できないと報告されている。その上、末期がんで痩せて骨ばってきたところにできた褥創(とこずれ)の痛みには耐えられない場合が多い。

〔痛みとは異なる身体的な苦痛〕たとえ、鎮痛ができた場合でも、痛みとは異なる身体的な苦しさを患者が訴えることが多い。たとえば、全身倦怠感があるとか下肢(あし)がだるくて置き場所がなく痛くはないけれど耐えられない苦痛がある、おなかが張って(腹部膨満感)苦しい、吐き気が続きよく嘔吐して苦しいだけでなく力が抜けて生きているのすら辛い、息苦しい(ひどくなると呼吸困難)などの身体的な苦痛もある。それぞれの症状に対する対症療法で症状は軽くはなっても、げそと体力が落ちて衰弱した患者が横になっているだけでも辛いという苦しさは取りきれものではない。

「終末期の苦痛に対するセデーション(鎮痛)のあり方」(太字による強調は筆者)

星野一正 時の法令 1530号、pp. 68-77、1996年9月30日発行

末期患者の耐え難い苦痛に関して、この例でいくつかの具体的な症状が挙げられている。ディベーターに引用された証拠資料と原典を比較すれば分かるように、証拠資料における後半の部分の内容は原文には述べられていない。後半の部分を引用することで、証拠資料全体の説得力や信憑性向上にはつながらないが、もともと存在しない内容を事実であるかのように引用してしまうこと自体が大きな問題だとされるべきである。

本研究は決勝戦の文字化資料から不正引用の例を取り上げながら分析を行ったが、決勝戦という優秀なディベーターたちにより行われている試合の立論でも、不正引用が発生しているということは、反駁や初戦などのラウンド、普段の試合練習にも存在するのではないかと推測できる。

以上、証拠能力の検証に、ディベーターに使用されている出典の項目、孫引きの使用例、不正引用の例という3つの部分において分析と考察をした。次節では、ディベートにおける

証拠資料のもう一つの観点「証明力」について分析をしたいと思う。

4. 証明力の検証

証明力の評価には主に、証拠資料自体（情報源と証拠資料の内容）がどの程度信頼できるかと、主張と証拠資料の間にどのような合理的な関連性があるかという2つの側面からの分析が要求される。証拠資料自体に対する検証は情報源の信頼性と専門性・権威性に分けられる。そして、証拠資料の内容の検証は最新性、客観性、説得性の検証である。分析方法に関して、証拠資料の内容や主張との関連性に対する判断は、主に先行研究や教科書で紹介されている判断基準に基づき、文字化資料で記述された、各ディベーターが質疑応答や反駁でなされた証拠資料に関する議論や評価を参照しながら分析を行った。それに加え、情報源の信頼性、著者の専門性、証拠資料の客観性に対する検証は、提示された出典情報の全部あるいは一部分（情報提供者や組織の名前、出版年、出版社、所属など）を証拠能力で紹介した検索エンジンに入力し、情報提供者や組織は今まで、どんな研究や仕事をしてきたか、所属しているところや出版社はどんな性質を持っているか、などを調査し、証拠資料の内容と対応させながら判断を行った。具体的な検証は以下に提示する。

4.1 情報源 (source) の信頼性

エビデンスの情報源は中身の信頼性を左右する。いかに内容がもっともらしいに見えても、その情報源が信用できない場合、証拠資料として信用することも難しくなる（安藤・田所、2002；天白、2007；中沢、1996；松本・鈴木・青沼、2009）。例えば、以下の例がある。

4. さらに、全てのカジノで客に対してイカサマを行わなくなります。なぜなら、イカサマの噂一つで客が他のカジノに流れ、企業は競争に負けてしまうからです。アメリカで証明されています。**ラスベガス大全**、2007年より引用開始。

「少なくとも現在のラスベガスのカジノにおいてイカサマは絶対に存在しない。この競争の激しいラスベガスのホテルおよびカジノ業界において、そんなイカサマの噂などが少しでも広まろうものならたちまちそのホテルは倒産する。」引用終了。

(2008年3月8日第14回春季ディベート大会決勝戦肯定側第一立論、太字による強調は筆者)

この証拠資料は「ラスベガス大全」という観光情報サイトから引用されたデータである。一般的には、観光地の団体や地方政府、観光業者が作るサイトでは、その観光地に客を集めるために偏った情報を提供するという可能性がある。もしこのサイトが、多くの日本人などのラスベガスへの旅行者を増やす目的で設立されたものであったなら、ラスベガスにはイカサマが絶対に存在しないと書かれていても必ずしも信憑性があるとはかぎらないと判断できるだろう¹⁹。

4.2 専門性・権威性

専門性・権威性の検証とは、引用された証拠資料の発言者が検討中の論題に関する領域の専門家といえるか、あるいは権威を持っているかに関する検証である（Eisenberg & Ilardo,

1980; Inch & Warnick, 2010)。ある領域の専門家だからといって、他の領域でも一定の専門知識を持っているとは限らない (Branham, 1991)。

2-B 「家族からの圧力」

プランによって、家族からのプレッシャーがかかります。実際、現状で安楽死を希望しているのは、患者本人ではなくて家族です。日本の臨床現場の例。

筑波大教授 阿南 1977

「安楽死が頭に浮び、ときには口から出るのは、ほとんど近親者であって、患者本人ではない。患者の苦しみを見るにみかね、また長いあいだの看病による心身の疲労や経済的負担を手伝って、安楽死させてやったほうが本人のためになるということで正当化してみたくなる誘惑にかられる。患者本人と安楽死について語る者はまれであろうが、その場合、患者は心身ともに弱った状態にあり、また家族に負担もかけているので、無言のプレッシャーがかかることになろう。」終わり。

(2014年12月21日第12回九州ディベート大会決勝戦否定側第一立論)

この例でディベーターは、安楽死の希望者が患者本人でなく、患者の家族であり、患者が家族から無言のプレッシャーを受けていると主張するために、法哲学専攻の阿南教授の発言を引用した。

「日本は積極的安楽死を合法化すべきである」という論題から見ると、直ちに思い浮かべる専門家の属性はおそらく法学か哲学出身の人たちだろう。親・兄弟・親類に医師を持つものとして、阿南教授は本の執筆のために文献の吟味、医学関係の研究者や実地医家の会のメンバーから貴重な示唆を受けている²⁰が、ここで挙げられている例において、展開されている論点は明らかに安楽死の合法化に関する理論知識や判断ではなく、安楽死の希望者と患者の圧力に関する内容のため、法学の専門家より、患者の気持ちや事情に一番詳しい医者²¹の発言を直接引用するのが最も適切なのではないだろうか。この点について、Winebrenner (1995) の研究でも述べたように、“Direct signs of expertise are to be preferred over indirect signs”(p. 24) という。Winebrenner は専門性・権威性について、論題が存在する領域に直接所属している能力のある人 (Direct evidence expertise) の発言が一番証明力が高く、続いて論題が関連している分野と関わっており、あるいは代表性を持っている人の発言 (Associative evidence of expertise) となっているという (pp. 24-25)。Inch & Warnick (2010) も教科書で同じく強調している。従って、証拠資料を使用するときに、ただ専門性・権威性があればいいというわけではなく、各資料を比較しながら、主張を証明するうえで必要最適な資料かも考えなければならない。

4.3 最新性

天白 (2007) が述べているように、資料の「発行年は、当該文面が現在でも同様の内容を支持しうるものであるかを判断する材料として、証拠資料の信憑性を基礎付けるものです。」(2.2 証明力、§2 信憑性、para13) ということである。全ての情報は最新であればあるほど信頼性があるとは必ずしも言えない (例えば、歴史や真理、価値規範のような時間を問わず普遍的な事柄) (中沢、1996; 松本・鈴木・青沼、2009; Inch & Warnick, 2010)。従って、証拠資料の引用に際しては、論題や個々の論点が存在するコンテキストを考えてから適切な年代の資料

を使用するのが妥当だと思われる。最新性を検討する必要があると考えられる例を以下に提示する。

そして、教科書検定においては検閲が行われています。堀尾輝久、中央大学教授、86年、引用します。「再考を求めただけならばまだいいのですが、『これを書き直さない』『これは書き直さないと合格にしませんよ』という検定があること自体が非常におかしなことです。つまりそれはもう実質的に検閲だということになる、検閲は憲法21条で禁止されている、教科書検定の実体は検閲にあたっていると言わざるをえない。」

(2003年3月8日第9回春期ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

この例に関しては、否定側の反駁で明らかになるが、教科書検定の政策が緩和する傾向に変わっているにもかかわらず、2003年のディベート大会で、ディベーターは教科書検定に検閲が行われていることを証明するために、1986年の証拠資料を引用した。たとえ1986年に教科書検定に検閲が存在すると言っても、必ずしも2003年まで続いているとは推論できない。それ故、この証拠資料は最新のデータとはいえない。

4.4 客観性

証拠資料の内容に客観性があるかを検証するには、情報提供者は偏見にとらわれていないか、どんな身分であるか、どんな立場を持っているか、証拠資料の内容を発言することによって何かの利害関係がもたらされるかなどに対する判断が求められている (エリクソン・マーフィー・ゼウシュナー、2000; Inch & Warnick, 2010; Eisenberg & Ilardo, 1980; Branham, 1991)。具体的な例と分析は以下に示す。

三点目として、現状においては、検察が、ほぼ完璧に有罪を確定したケースしか起訴していません。これは、参議院議員の佐々木知子氏が述べていることです。「検察が基礎に踏み切るのはほぼ一〇〇パーセントの有罪を見込んだときである。捜査権を持つ検察が、調べられるものは人も物(ブツ)もみな調べた、証拠はばっちり、どこからでもかかってこい、と本命勝ちを確信して初めて起訴をする。」ということです。

(2001年9月15日第4回秋期ディベート大会決勝戦否定側第一立論)

この証拠資料は元検事である参議院議員の佐々木知子氏の発言を引用した内容である。まず、検察がみなほぼ100%の有罪を見込んだ時しか起訴しないのは事実かどうか検討する必要がある。佐々木氏が真面目な検事で常にそうしているとしても、日本には冤罪が実際に起きていることから見ると、他の検事すべてに当てはまるとは言い切れまいだろう。そして、検事という身分では、おそらく誰でも、自分が冤罪を起こすようなことをしたとは承認しないであろう。以上まとめて言えば、この証拠資料はあまり客観性を持っていないと考えられる。

4.5 根拠の説得性

専門家だけではなく、一般人でも一般的に知られている内容を除き、主張した意見には根拠をつけるべきである (安藤・田所、2002; 望月、2003; 西部、2003)。無論、人により、根拠

の説得力も異なっている。しかし、専門家だからこそ、無条件に発言された内容を信用してよいというべきではなく、専門家の意見でも根拠を付けないと、信用を落としてしまう場合もあれば、意見に根拠を付けても、説得力のある根拠でなければ、相手側のディベーターにもジャッジにも納得してもらえないどころか、時には反駁を招いてしまい、時間の浪費になる場合も考えられる。例えば、以下の例がある。

3-D 国民。国民は政治に無関心になっています。

元外交官、佐藤、2013。

「今回の総選挙で重要なのは、投票率が 59.3%で、過去最低だったことだ。国民の政治に対する期待が低下し、政治的無関心が強くなっている。日本の代議制民主主義が機能不全を起こし始めている。」 終わり。

(2013年3月3日第19回春季ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

ここで引用された元外交官の発言という証拠資料から、投票率が 59.3%であり過去最低だったということを国民の政治への無関心と関連づけている。しかし、否定側の反駁をみると、投票率が低い原因は必ずしも国民が政治に無関心であるからではなく、ほかに投票したい人が当選挙区にはいないことや、政党が多くて争点が増えすぎたために有権者には差がよくわからなかったことなども考えられる。したがって、国民は政治に無関心であると証明するには、もっと説得力のある根拠を持った資料を使用すべきである。これは Reinard & Myers (2005) が述べたように、“The fact is that when the evidence was specific to the claim, it seemed to be taken seriously. When it is possible for audiences to interpret many different applications or conclusions, the evidence may not be so effective.” (p. 23) ということである。

4.6 関連性

言うまでもなく、証拠資料の内容がいかにか正しい方法で信憑性のある情報源から引用され、説得的な理由に依拠されても、証明しようとする主張を支持しない、あるいは低い関連性しか持っていない場合、証拠資料の証明力が低く評価されたり否定されたりすることがある。足立 (1984) によると、データ (証拠資料) と主張は同じでないかぎり、必ず一定の飛躍が存在する。それ故、なぜデータから主張までの推論の飛躍が合理的なものかを説明するためには、データと主張を関連付ける橋渡しのような役割を果たす要素をつける必要があるという (p. 98)。いわゆるトゥールミン (2011) が言っている論拠 (warrant) のことである (p. 145)。現実生活の議論では、一般常識に基づく推論が多いため、必ずしも全ての論拠を明示的に示す必要はないと考えられるが、ディベートという専門知識を要するコミュニケーション活動において、論拠を明らかに示さないと、納得の行かない議論になりかねない場合もあるであろう。関連性の検証に以下の3つの例を挙げる。

例 1:

3 また、こうした空洞化による人材・技術の流出が、さらなる経済の悪化を招くという負のスパイラルを起こします。アスカクリエイション代表取締役、堂園、2011。

「少子高齢化が進む日本において、技術・有能な人材の海外流出は国内の空洞化を進行

させ、さらなる経済悪化を招く負のスパイラルを形成し、深刻な問題となっています。」
終わり。

(2011年3月6日第17回春季ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

例2:

次にCです。無国籍はアイデンティティの崩壊を起こします。

1 無国籍であると、国籍がないことから、アイデンティティの崩壊を起こします。これは実際に起こっていることです。92年の朝日新聞によると、引用開始。「数年後、予期せぬ国籍問題が浮上。『ずっと日本人として育てられてきたのに、日本政府から『戸籍謄本に名前がない』と切られてしまったんです。』それからタイ国籍を取得する32歳まで無国籍だったという。タイ人社会の底辺の生活を味わい、肉体労働者、バーテン、歌手など様々な職業を経験。(中略)『戦後、自分は一体、何者なんだと自問し、一時は自殺まで考えました。』」引用終了。

(2002年3月2日第8回春季ディベート大会決勝戦肯定側第一立論)

例3:

論点3; 解決性です

1 育児参加が進むことにより女性の負担が減ります。

厚生労働省2003年度版HPより引用開始。「そうした中で、現在、地域や家庭における子育て力が低下し、「育児の自信がなくなることがある」とする母親は、平成9年度現在で共働き家庭の46.7%に対して、専業主婦では70.0%となっており、共働き家庭より専業主婦家庭に育児不安が多くみられる。」引用終了

つまり比較的役割分担の進んでいると思われる共働きの夫婦の傾向に見られるように、ともに家事育児をするほど育児不安は解消される傾向にあります。

(2004年12月19日第2回九州ディベート大会肯定側第一立論)

例1の例から見れば分かるように、ディベーターが導いた主張はほぼ引用された証拠資料の繰り返しである。これは一番関連性が強いと思われるかもしれないが、天白(2007)によると、意味と文面で証拠資料を評価するため、根拠が見つからない場合に無内容と言えるという。というのは、専門家だけでなく、一般人でも意見を言う際、根拠をつけるべきである。根拠を付けずに、著者の主張しか引用しない場合に、エビデンスとしての信憑性も低くなる(中沢、1996)。

例2で引用された証拠資料の内容に、同一人物の前後関係が示されているが、ディベーターの主張との因果関係が明示されていない。さらに、推論が成り立つための論拠も示されていない。否定側の反駁から見れば、国籍とアイデンティティはどう関連しているか説明がないため、証拠資料は直接ディベーターの主張を支持するとは考えにくい。例2では論拠が提示されていないのに対して、例3では「比較的役割分担の進んでいると思われる共働きの夫婦の傾向に見られるように、ともに家事育児をするほど育児不安は解消される傾向にあります。」という論拠が付け加えられている。しかし、資料で述べられている共働き家庭とは夫婦の両方がともに働き、収入を得ているということであり、家事育児にあたり、比較的役割分

担が進んでいるとまでは必ずしも言えない。証拠資料から主張までに、どのような推論のプロセスを経ているかを論理的に思考することが重要な意味を持っている。ここでは、ディベーターが証拠資料と主張をつなげようとしているが、合理的な論拠が使用されていないため、すぐ論破され得る議論である。

5. おわりに

本研究はJDA ディベート大会の文字化資料を対象に、日本語ディベートにおける証拠資料の証拠能力と証明力を検証した。証拠能力の検証には、出典の明示、孫引き、不正引用を通じ、分析と考察を行った。出典の明示に関して、JDA ディベート大会で詳しく規定されていないため、各ディベーターによる判断でいくつかの形式が提示されている。そのうち、著者名、出版年、著者の肩書という3つの項目がディベート甲子園でもJDA ディベート大会でも一般的に使用されたタイプのようなものであるが、証明力向上のために、資料のタイトルの提示や著者の権威性の提示も考慮すべきだと思われる。そして、日本語ディベートにも孫引きや不正引用が発生している。引用方法に関して、直接引用の例外に、孫文献であることを明記したうえで、かつ正確な引用だと信用できる場合に、孫引きを施すことが認められるが、その発見は難しく、一次文献より間違いが発生する確率が高いため、ディベートだけではなく、学術論文などにおいても直接引用が多用されるべきである。証拠資料の引用において、一番避けなければならない問題点は不正引用だと思われる。ディベートをすることはあくまでも批判的思考力の育成あるいはコミュニケーション能力の養成の目的で行っているわけである。倫理を無視し、試合の勝敗だけに目を向けると、意図的あるいは無意識に「文脈に相応しくない引用」、「不適切な省略」、「捏造」といった不当な引用をしてしまい、たとえ勝利を獲得したとしても、あまり大きな意味がないと思われる。

証明力の検証はそれぞれ「情報源の信頼性」、「専門性・権威性」、「最新性」、「客観性」、「根拠の説得力」、「関連性」が足りないと思われるような例を挙げながら分析を行った。情報源の信憑性は証拠資料の中身の信憑性を左右するため、証拠資料を使用する際、まず信用できる情報源から引用しなければならない。そして、根拠が提示されなくても一般的に理解される主張を除き、専門家の意見でも、説得力の根拠を付けるべきである。このほか、専門性・客観性、最新性も判断のポイントとして重要視されなければならない。証拠能力が肯定された上で始めて証明力を評価することになるため、正しく引用された証拠資料は一定の証拠能力を持っていると理解できるが、証拠資料が証明する主張とあまり関係していない、あるいは、低い関連性しか持っていない場合に、証明力が低く評価されたり否定されたりする場合がある。従って、証拠資料と主張を関連付けるために、明示的に、合理的かつ説得力のある論拠をつけるべきだと思われる。

本研究は質的研究で証拠能力と証明力の検証を、それぞれ具体例を取り上げ、分析と考察を行った。証拠能力の分析において、出典の提示が不完全であり、すべての証拠資料を原典に当たり十分検証することができないため、量的に不正引用が多数存在するか結論を決めつけられない。また、証拠資料の質的評価に関して、証明力の検証で取り上げられている問題があると思われる例は証拠資料を見つける際、ディベーターの判断不足か(そもそもまったく判断していないか、それとも十分判断していない)あるいは、ある程度の判断を行ったが、それよりいい証拠資料が見つからないため引用されたのかこれから詳しく検証する必要がある

ると思われる。

註

¹ 九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程一年生

² 天白達也氏は、全国教室ディベート連盟 (NADE) 試合運営委員であり、全日本ディベート連盟 (CoDA) 理事でもある。高校から大学を通じてディベート大会で活躍し、その後指導者として高く評価されている。ディベートの理論や試合の分析などについて詳細な考察を加えたブログを「愚留米の入院日記」(<http://lawtension.blog99.fc2.com/>) の名で開設している。

³ 倫理を定義するのも、具体的にどんな行為が倫理的に問題があるのか、あるいは非倫理的なのかも、なかなか難しい、しかも倫理的かどうかを判断する基準も決まっていないようであるが (井上、1996)、本研究では主に、その中の一環として、大きな倫理的問題だと強く認識されている証拠資料の不適切な引用 (不正引用) だけを扱うことにした。

⁴ 「証拠資料となり得る媒体についての制限」(天白、2010、p. 58) も証拠能力を判断する一つの項目である。しかし、後述するが、引用された証拠資料の中には原典が見当たらない場合があるため、本研究では取り扱わないこととした。この問題は稿を改めて検討したい。

⁵ この2つの研究ともスピーチ大会に関する分析であるが、証拠資料の使用に求められている倫理的なかつ正しい引用という主旨はスピーチでもディベートでも同じだと考えられる。

⁶ Facebook やブログ、JDA 大会に出場しているディベーターがメーリングリストのやりとりで不適切な引用に対する指摘が見られることはある。

⁷ JDA ディベート大会は、中高生に限定されたディベート甲子園とは異なり、多数の大学生、社会人、一部高校生も参加し、交流をすることが独特の魅力となっている。

⁸ 肯定側第一立論で提出する必要な議論は論題を肯定するためのプランとそれに伴う利益の提示である。それに対して、否定側第一立論で提出できる議論は肯定側のプランによる利益への反論や新たな弊害の発生、肯定側より優れている別のプランの提示等がある (安井、2004)。それぞれ証拠資料を引用し自分たちの主張を論理的に裏付けることが期待されている。

⁹ 証拠能力の分析は証拠資料の引用方法に関する検証なので、すべて「引用開始」と「引用終了」のような表記で証拠資料を特定した。

¹⁰ 細則 B (証拠資料に関する細則) の 3.1 を引用するもの。

¹¹ 山崎 康仕 (2003). 「オーストラリアにおける「安楽死」の制度化」を参照。

¹² Winebrenner は、アカデミック・ディベートにおいて「権威性」自体がディベートの中で論証されるべき「議論」であると主張し、大会における実践の改革を提案している。

¹³ 『Web 現代』2001年10月24日付の記事の中で、「日本カジノ学会理事長でもある評論家の室伏哲郎氏は言う。」として発言がされている。

http://web.archive.org/web/20040805074221/http://kodansha.cplaza.ne.jp/broadcast/special/2001_10_24_2/index.html

¹⁴ ディベートにおいては、不正引用の分析には「価値判断」と「具体的な処分」という二つの側面がある。そして、両方とも「意図」、「程度」、「状況」という要素に関連しているようであるが (井上、1996)、本研究では、処分への分析を割愛し、価値判断として倫理的かどうかという問題だけを扱うことにする。また、不正引用が意図的か、程度の大きさ、不正引用が発生した具体的な状況が複雑で、判断が難しいため、本研究では、どちらとも不正引用という判断にあたり、詳しく分析せず、引用された証拠資料を原典と照らし合わせ、先行研究や教科書の基準に基づき、判断を行うことにした。

¹⁵ この例は「文脈に相応しくない引用」だと判明できる一方、もう一つの問題がある。原文と対照すれば分かるように、原文で述べられたのは、休業期間が6ヶ月を超えた場合、休業

期間分の差がつく会社が 31.6%を占めているということである。しかし、ディベーターの引用により、原文の内容を休業期間中の分の差が 6 ヶ月以上継続していく会社が 31.6%だと理解される恐れがあるため、明らかに原文の意味を改変したとも判明できるだろう。

¹⁶ 「証拠資料の引用に関する注意喚起」より引用。この資料が出てきた背景には 2014 年に「開催された第 19 回ディベート甲子園の中で資料の適切な取り扱い方法が十分理解されていない様子が散見された」ということがある。(全国教室ディベート連盟、2014、p. 1)

¹⁷ http://db.jil.go.jp/db/ronbun/zenbun/F2001110075_ZEN.htm から引用

¹⁸ 公開されている文字化資料の正確さは決勝戦映像によって確認した。

<https://vimeo.com/115346560>

¹⁹ ただし、この「ラスベガス大全」のサイトの運営母体は IT 関係のコンサルティングを主たる収入源としていて、長年ラスベガスの情報を提供するサイトを運営し、利用者から一定の評価を受けているようなので、比較的中立的に情報を提供しているとも考えられる。

²⁰ 本のはしがき (阿南成一.(1997).『安楽死』弘文堂, p. ii) を参照

謝辞

本論文は、日頃ご親切に先行研究を紹介していただき、お忙しい時でも、熱心に相談に乗っていただいた井上奈良彦先生のおかげで、刺激と示唆を得て作成することができました。いつも、私たちのことを大事に考えていただいたことに心から深く感謝の意を表します。そして、いつも優しい言葉で励ましていただき、ディベート活動に参加させていただいた QDC (九州大学ディベートクラブ) の皆さんにも感謝いたします。

引用文献

Branham, R. J. (1991). *Debate and critical analysis: The harmony of conflict*. Hillsdale, N.J., United States: L. Erlbaum Associates.

Cronn-Mills, D., & Schnoor, L. C. (2000). Evidence and ethics in individual events: An examination of an AFA-NIET final round. *National Forensic Journal*, 21(1), 35-51.

Eisenberg, A. M., & Ilardo, J. A. (1980). *Argument: A guide to formal and informal debate* (2nd ed.). Englewood Cliffs, N.J., United States: Prentice-Hall.

Frank, R. L. (1983). The abuse of evidence in persuasive speaking. *National Forensic Journal*, 1(2), 97-107.

Freeley, A. J., & Steinberg, D. L. (2014). *Argumentation and debate: Critical thinking for reasoned decision making* (13th ed.). Boston, MA, United States: Wadsworth Cengage Learning.

Inch, E. S., & Warnick, B. (2010). *Critical thinking and communication: The use of reason in argument* (6th ed.). Boston, Mass: Allyn & Bacon.

Mendes, A. (2014). Abuse of Evidence in Persuasive Speaking: An Un-Conventional Solution. *National Forensic Journal*, 32(1). 21-27.

Newman, R. P., & Sanders, K. R. (1965). A Study in the Integrity of Evidence. *Journal of the American Forensic Association*, 2, 7-13.

Perry, L. (2002). The need for a forensic civic virtue. *The National Forensic Journal*, 20(1), 71-73.

Rieke, R. D., Sillars, M. O., & Peterson, T. R. (2013). *Argumentation and critical decision making* (8th ed.). Boston, United States: Pearson.

Rieke, R. D., & Smith, D. H. (1968). The dilemma of ethics and advocacy in the use of

- evidence. *Western Speech*, 32(4), 223-233. doi:10.1080/10570316809389577
- Snider, A. C. (Fall 1984). Ethics in academic debate: A gaming perspective. *The National Forensic Journal*, 2, 119-134.
- Trapp, R. (1993). The need for an argumentative perspective for academic debate. *CEDA Yearbook*, 14, 23-33.
- Williams, D. (1997). Over-quantification of sources in public address events. *The Southern Journal of Forensics*, 2, 106-109.
- Winebrenner, T. C. (1995). Authority as argument in academic debate. *Contemporary argumentation and debate*, 16, 14-29.
- Ziegelmueller, G., Harris, S., & Bloomingdale, D. (1995). *Advancing in debate: Skills & concepts*. Topeka, Kan., United States: Clark Publishing.
- 足立幸男 (1984) 『議論の論理——民主主義と議論——』 東京都：木鐸社
- 安藤香織・田所真生子 (2002) 『実践!アカデミック・ディベート——批判的思考力を鍛える——』 京都：ナカニシヤ出版
- 井上奈良彦 (1996) 「ディベートと倫理——エビデンスの問題を中心に——」 日本コミュニケーション研究者会議、Proceedings 1994 年 9995 年合併号、9-21 頁
- エリクソン, ジョン. M. ジョン., マーフィー, ジェームス. J., & ゼウシュナー, レイモンド. バッド著, 渡辺春美, 木下哲朗訳 (2000). 『ディベートガイド ——基礎からのディベート——』 広島：溪水社
- トゥールミン・ステイーヴン著. 福澤一吉・戸田山和久訳 (2011) 『議論の技法——トゥールミンモデルの原点——』 東京：東京図書
- 西部直樹 (2003) 『「議論力」が身につく技術』 東京都：あさ出版
- 天白達也 (2007) 「証拠資料についての総論的考察」『ディベートの争点』 SDS 団 (初心者のディベーターを救う団・公式ホームページ)
- <http://sdsdann.web.fc2.com/souten/souten-evidence1.html>
- 天白達也 (2010) 『ディベート甲子園判定手続法の概要 (新版)——2009 年改正ルール対応——』 Law Tension Press
- 中沢美依 (1996) 『教育的ディベート授業入門』 東京：明治図書出版
- 松本茂 (2001) 『日本語ディベートの技法』 東京：七寶商會出版部
- 松本茂・鈴木健・青沼智 (2009) 『英語ディベート——理論と実践——』 町田：玉川大学出版
- 望月和彦 (2003) 『ディベートのすすめ』 東京：有斐閣
- 安井省侍郎 (2004) 『初心者のためのディベート Q & A』 東京：ディベートフォーラム出版会
- 梁瀬和男 (2015) 「論文不正 (盗用, 改ざん, ねつ造) と要約, 「引用」 ——著作権侵害の視点から——」、経営管理研究、第 5 期、20-29.
- 游梓翔 (2004) 『認識辯論』 台北：雙葉書廊
- 全国教室ディベート連盟 試合運営委員会 (2009) 「証拠資料の引用について」
- http://nade.jp/files/uploads/rule_nitice_evidence200906.pdf
- 全国教室ディベート連盟 (2014) 「証拠資料の引用に関する注意喚起」
- <http://nade.jp/files/uploads/evidence2014.pdf>
- JDA ディベート大会 運営ルール <http://old.japan-debate-association.org/jdeb/rule.html>